

平成29年9月26日
対馬市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

対馬市においては、平坦地帯では水稻・施設野菜・露地野菜の栽培が盛んで、山間地帯では、主にしいたけ・果樹等が栽培されており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、佐須地区、佐護地区の圃場整備地域では、水稻・そばを中心とした担い手の確保と新規就農の推進を図り、過疎が急激に進む中山間地域では、守るべき農地を明確にし、中間管理事業を活用しながら、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。また、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、対馬市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現 状 （平成29年4月）	1, 0 3 6 h a	1 7 8 h a	1 7 . 2 %
3年後の目標 （平成32年4月）	1, 0 3 6 h a	1 4 0 h a	1 3 . 5 %
目 標 （平成35年4月）	1, 0 3 6 h a	1 1 0 h a	1 0 . 6 %

【目標設定の考え方】

注1：30年度以降は単年度解消目標を10haとし試算

注2：管内の農地面積はH28年度「耕地及び作付面積統計」における耕地面積＋A分類遊休農地面積

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、「非農地判断」の基準等を検討し、守るべき農地を明確化する。

２．担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	農地利用集積面積（B）	集積率（B/A）
現 状 （平成29年4月）	8 5 8 h a	3 2 5 h a	3 7 . 9 %
3年後の目標 （平成32年4月）	8 5 8 h a	3 8 5 h a	4 4 . 9 %
目 標 （平成35年4月）	8 5 8 h a	4 4 5 h a	5 1 . 9 %

【目標設定の考え方】

注１：単年度集積目標を20haとし試算

注２：管内の農地面積はH28年度「耕地及び作付面積統計」における耕地面積

（２）担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、
 - （ア）農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地
 - （イ）経営廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 期間満了を迎える利用権設定の農地

等について農地中間管理事業の活用を検討するなど農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

②農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用訂正・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又な受け手がない地域では、集落等の話し合いを推進し、中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、集落営農の組織化・法人化、新規参入者の受入れを推進するなど地域に応じた取り組みを行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成29年4月）	7 人 （ 0 h a ）	0 法人 （ 0 h a ）
3 年後の目標 （平成32年4月）	1 2 人 （ 1 . 5 h a ）	1 法人 （ 0 h a ）
目 標 （平成35年4月）	1 7 人 （ 3 . 0 h a ）	2 法人 （ 0 h a ）

【目標設定の考え方】

過去の実績から、3年間で6経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

○長崎県、全国農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規参入者への協力について

○市、農協等と連携し、新規参入者（法人を含む。）の情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップに協力する。